

お知らせ

大西洋くろまぐろの輸入者各位

令和6年6月18日
経済産業省農水産室
水産庁資源管理部国際課

漁獲証明書様式の変更（輸入注意事項11第28号及び30第3号関係）に伴う 旧様式の取り扱いについて

平素より、まぐろ類の輸入に係る事前確認（冷凍）及び通関時確認（生鮮・冷蔵）業務についてご協力いただき、誠にありがとうございます。

昨年11月に開催された大西洋まぐろ類保存国際委員会（以下「ICCAT」という。）年次会合において、大西洋くろまぐろの漁獲証明書に新たに「加工情報」欄を設ける勧告（注）が採択され、我が国を含む加盟国等は新たな電子漁獲証明書（以下「eBCD」という。）の様式を用いた貿易管理措置を実施することとなりました。

新たなeBCD様式については、上記勧告が2024年6月18日に発効しますが、発給システムが整備されるまでは、新たなeBCDが発行されませんので従前の様式（加工情報欄がない様式のeBCD）を用いた事前確認及び通関時確認といたします。

（注）勧告において、従前のeBCD様式に「PROCESSING INFORMATION」（加工情報）を記載する欄が追加されました。

本件に関するお問い合わせ：
経済産業省貿易管理部農水産室
電話：(03)3501-0532

水産庁資源管理部国際課
電話：(03)3502-8204